

報道発表資料の配付日時 1月30日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	北海道水資源保全地域の「新規指定」及び「指定区域の変更」について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>本日、北海道水資源の保全に関する条例第17条第7項の規定により、令和5年度に指定を予定する区域及び地域別指針(案)を次のとおり告示するとともに縦覧に供しますので、お知らせします。</p> <p>1 指定を予定する区域 ※詳細は別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・士別市<sup>ないだいぶ</sup>内大部地区水資源保全地域</li> <li>・大空町東藻琴山園地区水資源保全地域</li> <li>・大空町東藻琴末広地区水資源保全地域</li> <li>・厚岸町<sup>おおた</sup>太田・南片<sup>みなみかたむさり</sup>無去地区・標茶町<sup>かたむさりとろ</sup>片無去塘路中チャンベツ地区水資源保全地域(指定区域の変更)</li> </ul> <p>2 告示日及び縦覧期間等</p> <p>(1) 告示日 令和6年(2024年)1月30日(火)</p> <p>(2) 縦覧期間 告示日から2週間(2月12日(月)まで)</p> <p>(3) 縦覧場所 各水資源保全地域が所在する総合振興局の地域創生部地域政策課及び総合政策部計画局土地水対策課</p> <p>(4) 意見書の提出</p> <p>当該区域の住民及び土地所有者などの利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された案について、北海道知事に意見書を提出することができます。</p> <p>※ 告示内容は、下記のホームページで公表しております。</p> <p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_shiteiR0601.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_shiteiR0601.html</a></p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 <del>同時レタ</del>	(場所)	各水資源保全地域が所在する総合振興局管内の報道機関(上川、オホーツク、釧路)

担当 (連絡先)	総合政策部計画局土地水対策課(担当者:課長補佐 木本) TEL ダイヤルイン: 011-204-5178 内線: 23-714
-------------	--

## 北海道告示第 10092 号

北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号）第 17 条第 7 項の規定により、水資源保全地域の指定の区域及び地域別指針の案を、北海道総合政策部計画局土地水対策課及び各水資源保全地域が所在する総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて、令和 6 年 2 月 12 日までの間、縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同日までの間に、縦覧した案について知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 30 日

北海道知事 鈴木直道

### 1 水資源保全地域の指定の区域及び地域別指針（案）

- (1) ア 指定番号 第 185 号  
イ 名称 士別市内大部地区水資源保全地域  
ウ 指定の区域 士別市上士別町 2445 番地 1、2445 番地 3 から 6、2446 番地、2789 番地 2、3617 番地 1、5019 番地、5020 番地 1、5020 番地 3（士別市内大部地区水資源保全地域区域図に示すとおり）  
エ 地域別指針 次のとおり
- (2) ア 指定番号 第 186 号  
イ 名称 大空町東藻琴山園地区水資源保全地域  
ウ 指定の区域 網走郡大空町東藻琴山園 726 番地、731 番地、733 番地 1、733 番地 5 及び 6、741 番地 1、741 番地 3、742 番地（大空町東藻琴山園地区水資源保全地域区域図に示すとおり）  
エ 地域別指針 次のとおり
- (3) ア 指定番号 第 187 号  
イ 名称 大空町東藻琴末広地区水資源保全地域  
ウ 指定の区域 網走郡大空町東藻琴末広 530 番地、531 番地 1、612 番地 1、612 番地 9 及び 10、616 番地、618 番地 2 及び 3、619 番地、620 番地、621 番地、622 番地 1 から 4 まで、622 番地 6 から 8 まで、622 番地 11 及び 12、622 番地 14、622 番地 23、622 番地 25、622 番地 28 及び 29、622 番地 31 から 35 まで、622 番地 37、622 番地 41、622 番地 45 から 52 まで、652 番地 1 から 4 まで、653 番地、654 番地 1、654 番地 3、655 番地 1、655 番地 7 及び 8、656 番地 1 から 9 まで、657 番地 1 から 5 まで、658 番地 1 及び 2、659 番地 1、659 番地 4、660 番地 1 から 12 まで、660 番地 14 から 18 まで、660 番地 22、660 番地 28、660 番地 30、660 番地 32、660 番地 47、660 番地 53 から 60 まで、660 番地 62、660 番地 64 から 70 まで、660 番地 74 から 105 まで、660 番地 108 から 110 まで、660 番地 112、661 番地 1 から 3 まで、661 番地 5、661 番地 6、661 番地 9、661 番地 11、661 番地 20、661 番地 22 から 49 まで、662 番地、664 番地、665 番地 1 及び 2、666 番地、667 番地 1 及び 2、668 番地、670 番地 1 から 4 まで、670 番地 7 から 13 まで、670 番地 15、671 番地、672 番地 6、678 番地 1 から 4 まで、678 番地 6 から 8 まで、678 番地 10、678 番地 12、678 番地 14 から 16 まで、678 番地 18 から 22 まで、678 番地 24 から 26 まで、678 番地 29 から 31 まで、679 番地 1 から 3 まで、長狭物 10209、10210、10218 から 10224 まで、10235、20105-1000、20106、20108、20111-1000、

20115-1000、20116、30005、30007、東藻琴山園372番地、373番地1から4まで、374番地1から4まで、375番地1及び2、375番地7及び8、375番地10から12まで、376番地、377番地1及び2、378番地1及び2、379番地1及び2、380番地1及び2、380番地5、380番地7から11まで、381番地1、382番地1及び2、長狭物10013から10015まで、10055から10060まで、20005-1000、20006-1000、20025-1000、30006、30112（大空町東藻琴末広地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

エ 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部計画局土地水対策課及び関係（総合）振興局地域創生部地域政策課に備え置いて、縦覧に供する。）

## 2 指定の日

令和6年3月15日（予定）